

女性活躍推進法に基づく
小 鹿 野 町
特定事業主行動計画

平成28年3月
埼玉県小鹿野町

小鹿野町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月

小鹿野町長

小鹿野町議会議長

小鹿野町教育委員会

小鹿野町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、小鹿野町長、小鹿野町議会議長、小鹿野町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

また、仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供等を適切に実施するため、総務課を担当窓口として推進を図る。

3 女性職員の活躍の推進に向けた目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 女性職員の採用について

- ① 平成32年度までに、採用者の女性割合を、平成27年度実績（21.4%）より8.6%以上引き上げ35%以上にする。
- ② 平成32年度までに、女性の採用試験の受験者数を、平成26年度実績（32%）より8%以上引き上げ40%以上にする。

(2) 配置・育成・教育訓練及び登用について

- ① 平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成27年度実績（12.4%）より2.6%以上引き上げ15%以上にする。
- ② 平成32年度までに管理職相当以上の女性割合を27年度実績（26.9%）より3.1%引き上げ30%以上にする。

(3) 仕事と家庭の両立について

- ① 平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を10%以上にする。
- ② 平成32年度までに、男性職員の配偶者出産休暇等の取得割合を70%以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 女性職員の採用について

- ① 女性職員による女性向け採用説明会を開催する。
- ② 女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。

(2) 配置・育成・教育訓練及び登用について

- ① 出産・子育てなど個々の女性職員の事情に応じて、個別に育成方針を立てるなど、柔軟な人事プランを作成する。
- ② 副主幹、主幹、課長等の各役職段階における人材確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- ③ 女性のみを対象とする研修（彩の国さいたま人づくり広域連合等）への派遣を行う。

(3) 仕事と家庭の両立について

- ① 組織として、男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。
- ② 出産を控えている女性及びパートナーに対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。
- ③ 育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。